
7章

進捗管理と見直し

7-1. 進捗管理と見直しの必要性	106
7-2. 進捗管理と見直しの体制	106
7-3. 水道ビジョンの見直し時期について.....	107

7章 進捗管理と見直し

7-1. 進捗管理と見直しの必要性

2章から3章では地域の水道事業の課題を整理し、4章から6章では課題解決のための方策体系を設定し、水道事業の理想像を実現するための方策を掲げました。これらの方策は、一時的・短期的に取り組むのではなく、継続的・長期的に取り組まなければいけません。また、常に計画に従い事業を実施するのではなく、その時々にも必要とされている取組みを優先的に実施することが求められます。そのためには、取組みの進捗状況や財政状況を管理し、適切なタイミングで計画の見直しを図る必要があります。

7-2. 進捗管理と見直しの体制

企業団では、水道ビジョンで掲げた取組みを実施し、定期的な進捗管理を行います。実現方策の評価指標や財政状況等を評価・分析し、方針や取組みの見直しを行い、次期事業につなげます。これら計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のPDCAサイクルを継続することで、水道ビジョンで掲げた理想像を実現します。

さらに、企業団内部での進捗管理以外に、第三者機関や外部有識者による事業全体のモニタリングを実施し、地域住民へ結果を公表します。第三者機関による中立的な視点、外部有識者による専門家の視点、地域住民による利用者の視点を取り入れ、より多角的な視点から事業への意見を集めます。水道事業者だけでなく、地域住民にも水道事業へ参画していただくことで、地域全体が一丸となった水道事業の運営を目指します。

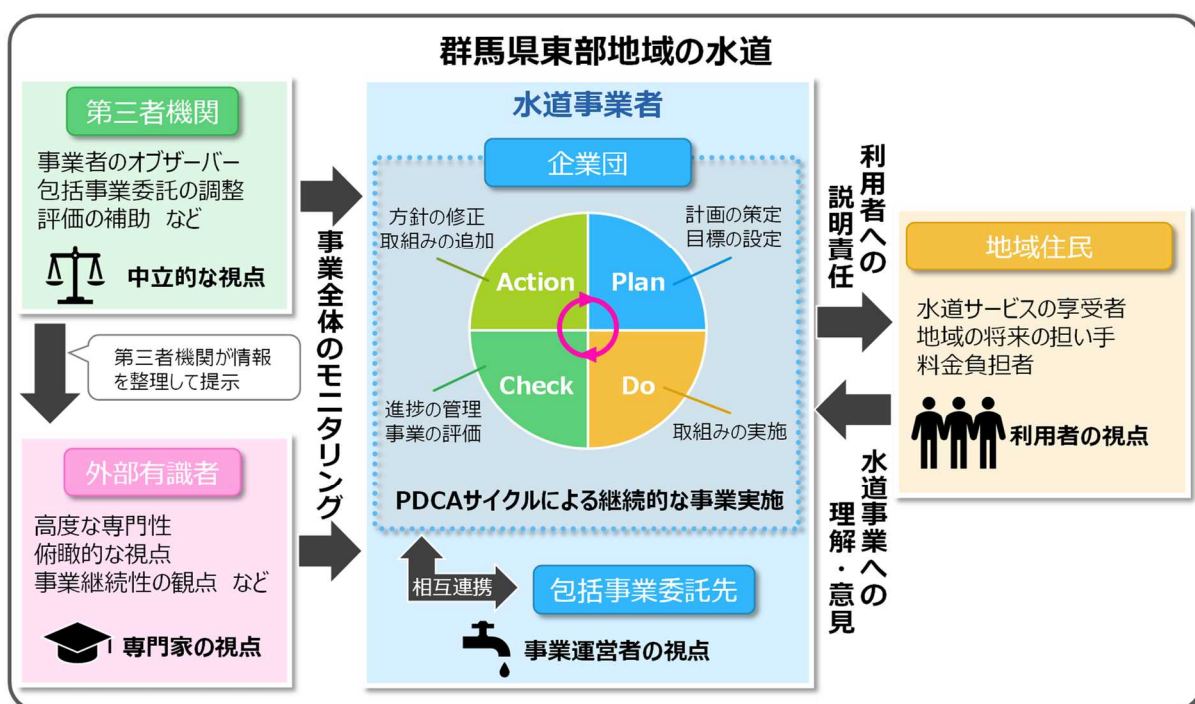


図 7-1 群馬県東部地域の水道事業のスキーム

7-3. 水道ビジョンの見直し時期について

水道事業に最も必要とされている取組みを優先的に実施できる仕組みを維持するために、定期的に取り組みの内容や目標値の見直しを行います。12年間の水道ビジョン計画期間を前後期に分け、前期6年間が経過した段階で中間評価を実施します。中間評価では、前期6年間の取組みの内容や事業の状況の評価すると共に、後期6年間のより良い事業運営を目的に、水道ビジョンの改訂を検討します。

また、前後期6年間をさらに分割し、3年間を1区切りとした四半期評価を実施します。四半期評価では、3年間の取組みの進捗を網羅的に把握し、次期四半期の事業運営や目標値の修正に活用します。

水道ビジョン計画期間終了後には、12年間の事業運営全体を評価する総合評価を実施します。総合評価の結果は、次期水道ビジョンの策定に活用します。

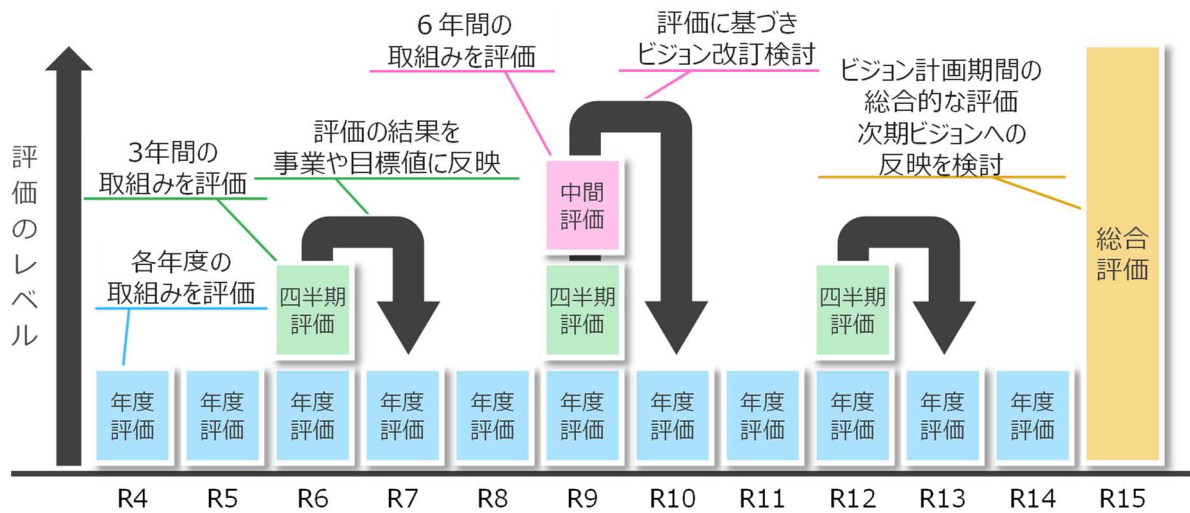


図 7-2 水道ビジョンの評価実施時期のイメージ

